

【令和2年度 第1回 さいたま市環境審議会】

日 時	令和2年11月6日(金) 15時00分～16時30分
場 所	エコ計画浦和ビル3階 東会議室
出席者	<p>(委 員)</p> <p>作山 康 会長      西山 佳孝 副会長      荒川 仁 委員          飯野 耕司 委員      森田 博 委員      石川 憲次 委員          大高 文子 委員      小口 千明 委員      前田 博之 委員          増田 幸宏 委員      梅澤 貞雄 委員      市川 千恵 委員</p> <p>(事務局)</p> <p>環境創造政策課 横山課長、永堀課長補佐、横山主査、山崎主査、蛭田主事          環境対策課 田中課長補佐</p>
欠席者	<p>(委 員)</p> <p>國府田 明子 委員      飯野 俊彦 委員      山崎 蓉子 委員          横山 寿世理 委員      山井 毅 委員</p>

1. 開会

<挨拶>

事務局

大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、令和2年度、第1回さいたま市環境審議会を開催させていただきます。私は本日の進行を務めさせていただき環境創造政策課の永堀でございます。よろしくお願いたします。それでは、着座にて失礼いたします。

初めに、本日の審議会の成立について御報告いたします。本日は現時点で委員定数17名のうち、11名の委員に御出席いただいています。委員の2分の1以上の出席があったため、本審議会は成立していることを御報告します。なお、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、事務局の参加人数を制限しています。また、会議時間短縮のため、例年であれば局長のあいさつがありますが、省略しておりますので、御了承ください。

続きまして、事務局を担当する職員ですが、お手元にお配りした環境審議会委員名簿の裏面に記載しているので、御確認をお願いいたします。また、本日は、『(仮称)第2次さいたま市環境基本計画』の策定支援業務を委託している株式会社建設技術研究所、令和2年版さいたま市環境白書作成および環境基本計画進行管理支援業務を委託している株式会社総合環境計画の担当者の方々にも御出席いただいています。どうぞよろしくお願いたします。

次に、資料については机上にお配りしている次第に記載していますので、御確認をお願いいたします。資料に不足等はございませんでしょうか。本審議会において、議事(2)で御審

議いただく『(仮称)第2次さいたま市環境基本計画等』については、上位計画である次期総合振興計画案が9月議会において継続審議となったため、今後、次期総合振興計画案の内容に変更が生じた場合には、それに伴い、本計画案の内容にも修正を加える可能性がございます。また、本日の審議会での御意見等も踏まえた上で修正を行い、再度本計画等の修正案を皆さまに御確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議会規則第3条第1項に従い、作山会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### <質疑応答>

作山会長

それでは議事を進めます。まず、本審議会は公開としていますが、本日の傍聴希望者について事務局から説明を求めます。

事務局

本日の審議会には傍聴希望者はありませんでした。以上です。

作山会長

傍聴希望者がいないということで、議事に進みたいと思います。議事に入る前に、新型コロナウイルス感染防止のために、皆さまには議事のスムーズな進行に御協力をお願いいたします。本日は2件の議事がありますが、時間内に発言できなかった御意見については、後日、書面により事務局へ提出していただきたいと思います。時間の都合もあるため、質疑応答も含めて、議事(1)については30分、議事(2)については1時間程度の割り振りで進行させていただきます。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事(1)、『令和2年版さいたま市環境白書(案)について』を議題といたします。さいたま市では毎年環境基本計画の年次報告書として環境白書を作成しておりますが、令和元年度の実績を記載した令和2年版の環境白書の案が出来上がったため、皆さまから御意見をいただきたいと思います。まずは、事務局より説明を求めます。

## 2. 議題1 環境白書について

事務局

環境創造政策課の蛭田です。よろしくお願いいたします。私からは、『令和2年版さいたま市環境白書(案)』について説明させていただきます。着座にて失礼します。事前に配布しております資料1-1、『令和2年版さいたま市環境白書(案)』と、資料1-2、『令和2年版さいたま市環境白書の主な変更点』という資料がございますが、資料1-1の『令和2年版さいたま市環境白書(案)』に沿って、変更点を中心に説明します。

さいたま市環境白書は、さいたま市環境基本条例に基づき、環境の現況と施策の実施状況に関する報告書として毎年作成し、公表するものです。今回、作成しておりますこちらの環

環境白書は、令和元年度における本市の環境の現況と施策の実施状況について取りまとめたものとなります。中身の具体的な内容について説明いたします。まず、1 ページから 13 ページが第 1 部、さいたま市の概況となっています。4 ページを御覧ください。大気質の環境基準達成状況についてですが、さいたま市では市内 14 局で大気汚染の状況を常時監視しています。環境基準に定められている化学物質のうち、光化学オキシダントを除き、全局で環境基準を達成しています。

続いて、6 ページを御覧ください。河川水質の環境基準達成状況についてですが、さいたま市では市内の主な 5 河川について、水質の汚濁状況を測定しています。環境基準の定められている 4 項目のうち、浮遊物質以外以外の 3 項目について、市全体の環境基準達成率が昨年度を上回っております。続いて、14 ページを御覧ください。こちらから第 2 部になり、5 つの基本目標に基づく施策体系について実施した施策などに関して、各担当部署に原稿の作成を依頼し、取りまとめたものとなります。初めに、指標の実績および指標以外の参考値についてですが、昨年度までと同様、スペースの都合により、基準年度および目標年度以外では過去 6 年間の実績を掲載することとしているため、本年の環境白書では平成 22 年度から平成 25 年度までの実績は掲載されないこととなります。

続きまして、各基本目標の状況について説明します。初めに、14 ページから 57 ページまでの基本目標 1 です。こちらは他の 4 つの目標の実現に向けて行動する際の共通の視点として位置付けており、環境教育や環境保全活動、ライフスタイルの転換、国際協力などに関する施策の実施状況を取りまとめています。目標指標 10 個のうち 4 個が前年度より向上し、5 個が年度目標値を達成しました。主な変更については、16 ページを御覧ください。主な変更点の資料では 1 番目になります。スクールサポートサイエンス事業の実施を新たな個別施策として掲載しました。小学生を対象に、省エネや再生可能エネルギーの仕組みを学ぶことのできる出前教室です。続きまして、56 ページを御覧ください。こちらは、エコラムとして SDGs の 17 の目標を紹介しています。昨年度の審議会において、各目標の説明をするべきではないかという御指摘を受け、本年度はこのようなかたちで紹介させていただきました。

続きまして、58 ページを御覧ください。こちらから 97 ページまでは基本目標 2 となります。こちらでは、生物多様性や自然環境の保全、緑や水辺環境の創造、景観の保全などに関する施策の実施状況を取りまとめており、目標指標 11 個のうち 8 個が前年度より向上し、5 個が年度目標値を達成しています。主な変更点の資料の 2 番目になりますが、79 ページ、憩える場所の整備延長の目標指標については、さいたま市総合振興計画後期実施計画と整合させるため、目標年度および目標値を変更しました。続いて、主な変更点の資料の 3 番目、81 ページの東日本連携による南魚沼市の雪を活用した熱中症予防対策実証事業を新たな個別施策として掲載しています。

続いて、94 ページを御覧ください。主な変更点の資料では 4 番目になります。学校教育ファームの実施校数の目標指標について、令和元年度に小中学校および中等教育学校が 1 校

ずつ新設されたことにより、目標値を変更しています。続きまして、98 ページを御覧ください。ここから 128 ページまでは基本目標 3 となります。こちらでは、地球温暖化対策および地球環境保全の推進に関する施策の実施状況を取りまとめており、目標指標 5 個のうち 4 個が前年度より向上し、2 個が年度目標値を達成しています。

111 ページを御覧ください。主な変更点の資料では 5 番目になります。令和元年度版まで、施策名を『革新的な省エネルギー技術の導入』としていましたが、太陽光発電などは既に一般的となっており、革新的という表現はそぐわなくなってきたため、施策名を変更しています。続いて、114 ページです。こちらは、低酸素のモビリティを選択できる複合型のシェアリング事業であるマルチモビリティ・シェアリングについてエコラムで紹介しています。

続きまして、128 ページを御覧ください。主な変更点の資料では 6 番目となります。森林環境譲与税の活用による市有施設の木質化や普及啓発事業の推進を新たな個別施策として掲載しました。平成 31 年より、森林の整備などを実施するため、国から市へ譲与されている森林環境譲与税を利用し、森林の持つ多面的機能の普及啓発や、公共施設における木材利用の促進などを行いました。

続きまして、129 ページを御覧ください。ここから 159 ページまでは基本目標 4 になります。こちらでは、大気、水質、土壌、地盤および生活環境の保全、化学物質対策の推進に関する施策の実施状況を取りまとめており、目標指標 15 個のうち 14 個が前年度より向上し、14 個が年度目標値を達成しています。続きまして、140 ページを御覧ください。こちらでは、エコラム 5 として、海洋プラスチックごみとマイクロプラスチックについて掲載しています。近年問題となっている海洋プラスチックごみについての説明と、本市で行っている施策について紹介しています。

続きまして、160 ページを御覧ください。ここから 184 ページまでは基本目標 5 になります。こちらでは、一般廃棄物および産業廃棄物対策の推進に関する施策の実施状況を取りまとめており、目標指標 4 個のうち 2 個が前年度より向上し、残りの 2 個が年度目標値を達成しました。176 ページを御覧ください。主な変更点の資料では 7 番目となります。市民参加による不法投棄物撤去、ごみ回収の実施を新たな施策として掲載しました。不法投棄撲滅を目的とし、元荒川のクリーン活動を実施しています。続いて、178 ページを御覧ください。主な変更点の資料では 8 番目となります。産業廃棄物最終処分率の目標指標について、産業廃棄物処理指導計画の計画最終年度である令和 2 年度の目標値、予測値を統一するため、目標年度を変更しています。駆け足になりましたが、以上で 2 部の説明となります。

続きまして、第 3 部について御説明いたします。186 ページを御覧ください。ここから次の 187 ページまでは、第 2 部のそれぞれの指標とその評価結果を一覧にしたものとなります。昨年の評価結果との比較となりますが、対前年度比では、昨年は丸と評価されたものが計 36 個であったのに対し、本年は 32 個と減少しています。また、対年度目標値については、丸と評価されたものが昨年度は 29 個であったものに対し、本年度は 28 個となっています。次の 188 ページから 191 ページは環境基本計画の指標の見直しの経過を把握してい

ただけるように一覧としてまとめているものです。

続きまして、192 ページ以降ですが、市民 1,000 人を対象に行ったアンケートの結果となります。アンケートの問 1、基本目標 1 から 5 の進捗状況については、これまでと同等の結果となっています。問 2、『望ましい環境像の実現に近づいているか』という設問については、『順調』と『まあまあ順調』の合計が昨年度より 4.2%減少していますが、『あまり近づいていない』、『近づいていない』の合計も 1.6%減少しています。次に、問 3、それぞれの施策への関心度については、昨年度とほぼ同等の結果ですが、調査を始めた平成 23 年度以来、市民の施策への関心度は減少しています。続きまして、問 4、生物多様性の認知度については、『言葉の意味を知っている』が 4%減少しており、『生物多様性という言葉聞いたこともない』と答えたものが 2.5%増加しておりますが、割合としては例年どおりほぼ横ばいとなっています。次の 195 ページから 198 ページまでは、指標の評価結果と市民アンケートの結果などを踏まえ、基本目標ごとに総合評価と今後の取組としてまとめています。以上が本編の内容となります。

なお、表紙については現在検討中ですが、本年も本市で例年実施している『さいたま市環境保全標語・ポスター作品コンクール』の特選作品を掲載したいと考えています。最後に今後のスケジュールですが、本日の審議会でもいただいた環境白書に係る御意見について、再度検討を行い、原稿を調整した後に、各担当課へ最終的な原稿の確認を依頼します。12 月中には印刷を開始し、冊子として出来上がり次第、皆さまへ送付させていただくとともに、市のホームページで公開させていただく予定となります。説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

作山会長

御説明をいただきありがとうございます。事務局から『令和 2 年版さいたま市環境白書(案)』について説明がありましたが、質問、意見等のある方はお願いします。

梅澤委員

2 つほどお願いします。1 つは、109 ページです。再生可能エネルギーの利用拡大というところですが、下の表に、さいたま市における住宅用太陽光発電設備補助金の導入実績の推移があります。こちらは件数だけとなっておりますが、補助金額を入れないのには理由があるのでしょうか。

事務局

環境分野の補助事業はいろいろとありますが、再生可能エネルギーについてもさまざまな補助事業があります。この環境白書については、金額というよりは、事業ベースで何件補助を行ったのかで統一しているため件数で記載しています。また、下の段については、電力と出力といった点をベースに記載しています。

梅澤委員

ここに書いていなくても良いのですが、他の資料でオープンになっているのでしょうか。例えば5kWでも1件、その倍の10kWであっても1件となります。kWhがどの程度増えているのかという点を見るのが実際問題として重要だと思います。それに対して、補助金はどうかというところでしょう。例えば5kWhであっても、10kWhでも、件数自体が増えれば1件は1件とカウントされます。住宅の設備の合計件数でも分かりますが、実際問題としてどの程度寄与しているのかというところが知りたかったわけです。この部分について、さいたま市としては、どのようにお考えなのでしょうか。件数を合わせればいいという話ではないはずであり、問題は中身です。

事務局

中身という点については、下にあるkWの出力の部分で、その年と累計の数値について、再生可能エネルギーの出力として、これだけ実績として上がっているといった内容で記載しています。金額については、ここには記載していませんが、決算などで公開されています。

梅澤委員

この部分の金額は提示可能ですか。

事務局

金額は出ます。こちらは事業ベースとしての報告書となるため、金額は掲載していませんが、御理解いただければと思います。

梅澤委員

分かりました。どのような基準があるのか教えてください。

作山会長

梅澤委員としては、市民感覚からすると、そのようなところが気になると思います。ただ、環境白書については、環境の指標が年々どのように変わってきたかというところで数字を出しているもので、金額等については恐らく議会などではしっかりとチェックされています。また、補助金や補助割合や機械の効率も変わってきており、環境の寄与という点では基準が変わってくるため、金額で見るとは少し危険な感じがします。そのため、環境白書では何kWhなどの基準で見たいということだと思います。

梅澤委員

分かりました。設置ベースの件数ではなく、本来は出力ベースを知りたいのです。それは

現実的な話として難しいと思います。もう 1 つの質問は 191 ページの市民アンケートの件となります。市民アンケートの結果は 1,000 件ほどとなっていますが、こちらの対象者はどのようなかたちで選ばれましたか。

事務局

それぞれの区の人口比どおりに 1,000 人を対象としてウェブアンケートで回答を集めました。

梅澤委員

ウェブでアンケートを採ったということは、ウェブを使っていない方はアンケートに回答していないということですね。

事務局

そうです。

梅澤委員

例えば、居住区、性別、年齢という属性に偏りはないのでしょうか。アンケートが行われる場合、いつもこの辺りに疑問を持ちます。これは、さいたま市ばかりの話ではありません。東京都でも同じような質問をいつもしているのですが、いかがでしょうか。

事務局

性別や年齢については例年ほぼ同等のものです。

梅澤委員

例年は分かります。御説明のとおりだと思います。

事務局

ある程度、人口比率や属性に合わせて、この 1,000 名が配分できるようなかたちとしています。例えば何区と何区が何対何であれば、ある程度、回答が集まった段階で、人数が埋まったほうは閉じてしまうといったやり方をしています。

梅澤

それは分かります。ただ、ウェブを使えるかどうかという問題があるかと思います。

事務局

そこは確かに課題としては残る部分だと思います。ただ、人口属性などにはある程度配慮

したかたちで、ウェブ登録をされた方の中からこのようなアンケートを実施しています。

梅澤委員

登録をしてある方ということですね。

事務局

そうです。

梅澤委員

登録をしていない方は、このアンケートには基本的に参加できないということですね。

事務局

現状のアンケートの採り方はそのようなかたちとなります。

梅澤委員

ありがとうございます。以上です。

作山会長

そこは悩ましいところですね。他の自治体のアンケートでも郵送で行った場合は属性などをしっかりと振り分けますが、部門ごとで全てそのように行くと大変なお金がかかるため、おおむね1,000件程度だと思います。最近では、徐々にウェブを活用する人が幅広い年代で広がっています。しかし、依然として使えない方がいることも確かです。

梅澤委員

使えない方は存在すると思います。

作山会長

現在は過渡期であるため、そのような心配はあると思いますが、予算の関係もあるため、なかなか大規模に行うのは難しいと思います。この手のアンケートでは、全体の30%程度しか回収率がないと想定すると、1,000件の有効回答を得るには約4,000件が必要となり、大変なお金がかかるといった話も一方であります。その辺りは常に悩ましいところですね。

梅澤委員

そうですね。私は都の関係会議にも絡んでいるのですが、他の自治体でも同じ状況が見られます。私はいつも同様の質問をしています。

作山会長

いずれにしてもサンプルであるため、その 1,000 件のサンプルが必ずしも全体を証明しているのかどうかという点ではありますが、サンプルでしかやりようがないというところでしょう。現状で選択できるベターな方法なのだと思います。他にいかがでしょうか。

小口委員

今の件に関連してですが、私も同様のことを前回の会議で質問して、状況は理解し、納得もしています。ただ、ここで結果を示すときにはそこについて書くべきだと思います。ウェブのアンケートだけと聞いても情報が足りないため、もう少し詳しく背景を書いていただければと考えています。また、属性の分布は前年度とほぼ同様とここに書かれても、読んでいる人は前年度の冊子を確認しないと思うため、そこは極力具体的な数字を入れておくべきだと思います。

また、全体に関して、表で数字が記載されていますが、グラフにできる所はグラフにしたほうが視覚に訴えられると思います。部分的にはグラフになっていますが、数字だけで記載されているところは可能な範囲でグラフも採り入れたほうが見やすいものとなるでしょう。

事務局

御意見として承ります。

作山会長

他に御意見、御質問はありますか。

増田委員

128 ページの変更点の 6 番に挙げてあった森林環境譲与税についてです。令和元年度はさいたま市としては幾らだったのでしょうか。また、課題のところ、『本市は森林が少ない都市なので木材利用の推進を図っていく必要があります』と書いてあるのですが、森林が少ないため木材利用の推進をするというところはつながらない気がします。特に都市部の所は確かに樹林地や緑地は少ないのですが、少ないからこそ、それをどのようにして守るか、管理のための財源を確保するかといった点はどこの自治体も苦労されています。その意味では、新たにそこに活用できる可能性がある財源が各自治体に配られるようになったため、それを少しでも活用されるという考えがあると思います。さいたま市の場合は、そもそも幾ら分の財源があり、それを全て木材の利用に回すのか、それとも、来年度以降の違う部分にも回すのか、その辺りを教えてください。

事務局

まず、金額については、農業分野で進めているため、後ほど御回答をさせていただきます。

現状の取組については、木材利用で考え、実際に実施しているところです。将来的なところで申し上げますと、市内で森林の創設が難しい場合には、都市間や山間部地域との連携も図りながら進めていくといった方向性で考えています。今後の検討の点だと捉えています。

作山会長

気になるところですね。他にいかがでしょうか。

大高委員

140 ページのエコラムの 5 に記載されている汎用プラスチックごみとマイクロプラスチックについての質問です。さいたま市の取組ということで、『プラスチックごみの削減や河川への流出防止を図るため、市民、企業、行政が一体となってレジ袋やペットボトルなどの削減に取り組んでいきます』という記載があり、これはとてもいいことですが、漠然とした表現にとどまっています。コラムであるため、もう少し何か具体的な記載をしたほうがいいのではないかと考えています。また御検討ください。

事務局

環境対策課の田中です。今、御指摘をいただいたところは、今回初めて掲載している記事となりますが、昨年度からこのような取組も始まっています。今までも多くの市民の皆さまに参加いただき、ごみ拾いの活動をしてきていますが、それに加えて昨年度から、企業の方の御協力もいただき、環境問題に熱心な企業はさいたま市と協定を結ぶなどしています。例えばセブン-イレブンジャパンは市内の全店舗でレジ袋削減を呼びかける POP をレジに掲示してもらっています。イオングループも同様の取組をしてもらっています。コカ・コーラボトラーズジャパン社はさいたま市の環境フォーラムに出展いただき、ペットボトル削減の取組の PR をしてもらっています。またウォーターサーバーの貸し出しを行う市内企業のウォータースタンド社からは、さいたま市の施設などに 100 台近くのウォーターサーバーを提供してもらっています。このようなかたちで、いろいろ取組を始めているところです。

本年の 3 月には記者発表というかたちで、このような取組を公表したところです。今回は環境白書にそこまで具体的に掲載をしていませんが、今後はいろいろなところで積極的にそのような取組を PR していきたいと思えます。

大高委員

分かりました。可能ならば、行政施設にある自動販売機などにペットボトルの商品を置くのではなく、紙や瓶や缶などにして、ペットボトルを減らすような取組もぜひ御検討されると思います。

作山会長

御意見として承ります。

大高委員

もう一点、意見を申し上げてよろしいでしょうか。

作山会長

お願いします。

大高委員

143 ページですが、浄化槽の適正な維持管理の指導実績について、非常に受験率が低い状況です。平成 26 年度から見ると、令和元年は上がってきているのですが、100%まではいかないにしても、11.8%ということで、検査の受験率が非常に低いため、これは課題であると書かれています。今後、この受験率の向上を図るような施策を進めたほうがよろしいかと思えます。

作山会長

ありがとうございます。他の御意見などがある場合は、後日に事務局へ提出いただきたいと思います。その上で修正ができるところは事務局で検討してもらえればと思います。

それでは、議事の(2)、『(仮称)第2次さいたま市環境基本計画等について』を議題といたします。本審議会は皆さまや庁内からの御意見を踏まえた計画素案を作成しました。その説明を受けたいと思います。その結果を踏まえて、御質問や計画策定に向けた御意見等があればよろしく願いいたします。それでは、事務局より説明を求めます。

### 3. 議題2 (仮称)第2次さいたま市環境基本計画等について

事務局

素案の説明については、建設技術研究所から御説明をしていただきます。

事務局

建設技術研究所です。本日はよろしくお願いいたします。私からは、本日配布している A3 版のカラーの資料 2-5 から 2-7 を使い、まず計画の概要について御説明します。その後、資料 2-4 で、事前に委員の皆さまから御意見をいただいた件についての対応方針を御説明します。説明については着座にて失礼します。

まず資料 2-5 の環境基本計画素案の概略から御説明します。素案の前段の背景等は既に御確認いただいておりますので説明は割愛させていただきます。本計画については、さいたま市の総合振興計画の環境分野の総合的な計画として策定が行われており、その位置付けを概略として左下の図で示しています。右半分の所に、本計画の視点、方針、望ましい環境

像、基本目標を一覧できるかたちで図示をしています。世界的には、SDGs という持続可能な社会を目指した目標が設定されています。本計画においても、この点を強く意識しようということで、ここにお示しをしているように、環境保全と創造といった視点だけではなく、それを社会や経済に内在化させ、環境と成長の好循環を目指していくというような大きな視点を目指すということを述べています。そのためには、イノベーション、ライフスタイルの転換、社会システムの変革、環境保全と創造といったものを市民の皆さまとの協働、連携により推進をし、また、ESD の視点による教育によって推進をし、AI や ICT といった新たな技術を活用し、それらをまちづくりの中で適応させていき、ESG 投資といった経済活動の促進とも関連させ、地域資源等の活用、グリーンリカバリーの推進、新しい生活様式の実践などを取り込みながら、脱炭素社会、循環型社会、レジリエンスな社会への移行を目指していきます。

その上で、環境基本計画の基本方針としては、SDGs を意識した施策の推進と、それを多様な主体との連携によって推進していくということを定めました。これらによって、豊かな未来を創造する持続可能な環境共生都市という望ましい環境像の実現を目指していくというものです。この望ましい環境像の実現に向けて、大きく 5 つの基本目標を掲げています。基本目標の 1 は、『地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する』となります。基本目標の 2 は、『ともに取組参加する、循環型都市を創造する』です。基本目標の 3 は、『自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する』となります。基本目標の 4 としては、『安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する』。基本目標の 5 としては、これらの支える基盤となる連携の部分について、『すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する』としています。このような目標を掲げ、各基本目標に対して施策を検討しました。

施策の体系については資料裏面を御覧ください。A3 版で見開きのかたちになっています。先ほど御説明した望ましい環境像と基本目標ごとに施策の柱として、さらに具体的に何をするかという施策の方向を検討し、体系化をしています。ここでの SDGs の関係をそれぞれの施策の柱ごとに明らかにすることで、星取り表的なかたちで整理しています。例えば省エネルギー化の推進であれば、7 番、11 番、12 番、13 番、17 番に関連する取組になっていると御理解いただけるようなかたちでお示ししています。これらの施策に関しては、基本目標のところに赤い枠でお示ししているように、特に力を入れて実施をするものについて重点施策として取組を進めようというかたちで掲げています。重点施策に関しては、資料右にお示ししており、再生可能エネルギーの導入と清掃工場の電源の活用といった地産地消型のエネルギー利用の促進などを目指したゼロカーボンシティ実現に向けた地域循環共生圏の構築、浦和美園で実施されている脱炭素循環型のスマートシティの実現、ごみの発生抑制などを中心に取り組もうというごみの 3R の推進、出ってしまった廃棄物等についてはしっかりと処理をするという意味での安定的な廃棄物処理体制の確保、水と緑の生態系ネットワークの形成、公民ネットワークを活用した環境教育活動の推進、このようなものを進め

ていくということで、6つの重点施策をまとめています。

この環境基本計画に関しては、主に基本目標1に関連する『さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』、基本目標3などに関連する『さいたま水と生きものプラン』を包含する総合的な計画となっています。これらの計画は別冊というかたちで、実施内容をお示しした内容を別途掲げています。次に、そちらについて御説明をします。初めに、資料2-6を御覧ください。『さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』の素案について御説明いたします。この区域施策編については、地球温暖化による影響が昨今の豪雨災害にも見られるように、気候変動から気候危機へ移行しているといった危機感などを適切に反映させながら取組を進めていこうということで、計画の背景についてお示ししています。計画の視点等については、先ほど、環境基本計画で御説明した『計画の視点』を共有しながら、基本方針としてはSDGsを意識したものであり、多様な主体との連携に加えて、緩和策、適応策を検討し、気候変動に対して主体的な推進を図っていこうということで、この計画を実行しています。目指す将来像としては、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現とし、そのための施策の柱としては、省エネ、再生可能エネルギーに代表される持続可能なエネルギー政策の推進、新たなまちづくりになる環境未来都市の実現、気候変動への適応、循環型社会の形成、環境教育、環境学習の推進等を掲げています。

区域施策編においては、温室効果ガスの排出量の削減を緩和策の中で求めていくかたちとなります。その削減目標を資料右半分の所にお示ししています。まず、2030年度までについては、2013年度を基準年度として、34%の削減という目標を掲げています。また、このときの市民1人当たりの温室効果ガス排出量としては3.5トンを目指しています。この2030年度の削減目標に関しては、将来目標として掲げている2050年度の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すための中間点となる目標という位置付けとなります。2050年度時点での二酸化炭素排出実質ゼロについては、極めて高い目標になると考えていますが、次世代技術の今後の発展と定着、新たな社会システム、さいたま市として実施をする追加的な対策の強化などによって実現を目指していくというものです。

2030年度までの目標達成に向けてということで、施策に関しては資料の裏面に一覧のかたちでお示ししています。表面で御説明をした『目指す将来像』と『施策の柱』にそれぞれ施策の方向と施策といったかたちで体系化をしています。これらに関しても、それぞれSDGsのゴールとどのような関連があるか市民の皆さまなどに御理解いただけるように、星取り表のかたちでお示ししています。また、この区域施策編に関しても、施策に横串を通すようなかたちでの重点施策を掲げています。資料裏面の右側にその四つを載せています。重点施策の1と2に関しては、環境基本計画と同様の重点施策となっています。重点施策の3が、身近な気候変動への適応策の普及・促進、重点施策の4は、温暖化対策に関する連携・協働の推進となります。これら4つの施策によって、取組を強く進めていこうといった建て付けになっています。以上が資料2-6の御説明となります。

次に、計画の最後として、資料2-7を御覧ください。『水と生きものプラン』の素案につ

いて御説明します。計画の背景等については、資料左上にお示ししているとおりです。また、計画の方針や計画の視点等については、環境基本計画、区域施策編と共有しています。基本方針の右側の③で、水環境と生きものの保全の総合的な推進を掲げています。これらの基本方針によって、豊かな水と生きものとの環境共生都市開発を目指していきます。この将来像実現に向けた施策の柱としては4つ掲げています。1点目が、健全な水循環の確保、2点目が、生物多様性の保全とその持続可能な利用、3点目が、良好な水環境の保全と創造、4点目が、全ての主体の参画による活動の推進となります。施策の体系については、裏面に見開きのかたちで示しています。4つの柱のそれぞれに施策の方向、施策といったかたちで体系化し、これまで御説明した計画と同様にSDGsとの関係を星取り表のかたちでお示しています。重点プロジェクトに関しては、施策ごとに掲げるかたちとしては、水循環の健全性の確保や湧水など地下水の涵養等の実現、緑の回廊やエコロジカルネットワークの形成、水質の見える化による水環境の保全、全ての主体との連携による水と緑の生きものの保全といったところを掲げています。

最後に、資料2-4について御説明します。こちらでは、委員の皆さまに御確認いただいた素案に対していただいた御意見への対応方針をまとめています。ここでは、特に説明を要する点について抜粋をしながら御説明します。まず、資料2-4に環境基本計画案に関する意見の1として、国や県との目標の整合性の点については、配慮しながら進めます。また、御意見の2番目として、用語の問題に関していただいておりますが、注釈等での説明、または、用語集の掲載などで、専門用語についてもしっかりと御理解いただけるようなかたちにします。次に、御意見の4番目に対しては、計画の位置付けについて、環境基本計画と区域施策編、水と生きものプランがしっかりと整合が図れるように整理をさせていただくという回答となっています。御意見の5番目は、新しい生活様式等の関連の御意見となりますが、ここでは、資料2-5から7で御確認いただいた計画の視点等の中で御説明をしているため、これを根拠にお示ししています。

次に、3ページ目の18番目の御意見ですが、当初、環境基本計画の中にあつた基本方針の示し方について、少し分かりづらいという点があつたため、この点を改めました。先ほど、計画の方針等の資料でも御覧いただいたかたちで整理しています。4ページ目の23番目の御意見に対しては、特にSDGsと当計画との関連についてしっかりと御理解いただけるようなかたちで、一覧の形式などで整理をしています。次に、8ページを御覧ください。区域施策編に関する御意見となります。区域施策編でいただいた8番目の御意見ですが、削減目標の根拠等について御指摘をいただいた点に従い、削減量の推計の数値を素案に追加しています。また、9番目の御意見にある地域循環共生圏に関しては、まだ用語が浸透していない部分があるというお話があつたため、その点を追記しています。

次に、9ページの16番目の御意見で、外来生物対策と気候変動適応との関係の点について御質問をいただいておりますが、これらに関しても、気候変動に伴う生息域の変化等における対策も必要と捉え、掲載しているものであるという内容で御回答しています。17番目

の御意見に対しては、国と地域との連携という視点で追加をする考えです。

次に、11 ページを御覧ください。『さいたま水と生きものプラン』の素案についてですが、6 番目の御意見で、環境基本計画に包含されているプランの中で整合性の部分について御指摘をいただいていた。ここでは、『さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』のように一対一の関係ではないという部分もあったため、『水と生きものプラン』の内容に合わせて記載していますが、環境基本計画と『水と生きものプラン』の目標の体系がどのような関係になっているかといった点について、素案の中で追加をしています。7 番目の御意見に関しても目標の関連についての御指摘でありましたが、環境基本計画と整合を取りつつ、水と生きものプランに合わせた将来像としてお示しをしているという内容で御回答しました。

次に、12 ページを御覧ください。指標に関する御意見として、環境学習会に参加した際に水循環について理解した参加者の割合を指標とするのはいかなるものかといった御指摘がありました。ここについては、御指摘に従い削除し、再度、御意見を踏まえた検討をしていきます。少し抜粋をしながらの御報告となりましたが、計画の内容と、皆さまからいただいた御意見に対する対応方針についての御説明は以上となります。

#### 事務局

事務局からお話が一点あります。基本計画の 96 ページの重点施策 3 については、1 回目の照会の際には皆さまにごみの 2R という内容で確認していただきましたが、それが 2R から 3R に変わります。本計画の上位計画である総合振興計画で、戦術 4 の『環境に配慮したサステナブルで快適な暮らしの実現』の重要点として、廃棄物の 3R の推進をうたっています。そのような関係から、下部計画である環境基本計画と整合性を図るためにも、ごみの 3R としています。文章の内容については調整を行っている最中ですが、まずは 2R を推進した上で、それでも発生してしまったごみについては、環境負荷の少ないかたちのリサイクルシステムを公民連携で築く方向で取り組んでいくという文章にしたいと考えています。このような背景を踏まえた上で御審議をお願いします。

#### 作山会長

ありがとうございました。事務局から、『(仮称)第 2 次さいたま市環境基本計画』について説明がありましたが、質問、意見等がある方はお願いします。

#### 荒川委員

『さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』、『水と生きものプラン』、『(仮称)第 2 次さいたま市環境基本計画』の 3 冊がありますが、これらはホームページに公開されているのでしょうか。

事務局

今後、策定を進め、出来上がった段階で3冊ともホームページを含めて公表します。

市川委員

今、御説明いただいた点が非常に残念です。しかし、仕方がありません。今更、リサイクルもないだろうという話もあるため、中身でぜひ充実したものにしてほしいと思います。総合振興計画で3Rについて言うこと自体が私は信じ難いような気がします、そこは仕方がないですね。

事務局

2R で発生してしまうごみはどうしても存在します。その部分についてはリサイクルとなりますが、技術革新を公民連携で一緒に取り組み、よりよいかたちのリサイクルを目指していこうと考えています。

市川委員

そうですね。ただ、リサイクルをしていけばいいと考えている方も数多くいるため、リサイクルは必要悪であるということをごどこかで言っていただきたいと思います。また、資料2-6の温暖化計画の部分で、国の部分は、今、総理大臣が交代し、新たなことを言及されているようなので、当然ながらここは変わってくるものだと考えています。

事務局

現時点で、この計画素案自体が、これから皆さまにいただく御意見や、総合振興計画が変わってくればそれに合わせて修正するという段階のものであるため、今はこちらには載っていませんが、最新の情勢を踏まえて決めていきたいと考えています。

市川委員

この丸くなっている表の中に、グリーンリカバリーという言葉が出てきていますが、今まではなかったような気がしています。この言葉自体はどのような意味なのか少し分かりづらかったため、どこかに説明を追加するなどされたほうがいいのかと思います。

事務局

このような言葉の説明は後ほど追加します。グリーンリカバリー自体は、コロナの関係で出てきた言葉です。現在、経済活動が抑えられている中で、CO2 排出量もそれに伴い減少していますが、経済の復興とともに CO2 の排出量や環境負荷も再度高まってくるのが想定されます。グリーンリカバリーとは、そのような経済の復興と併せて同時に環境配慮も行っていこうといった考え方となります。そのような視点も併せて採り入れていこうと考えて

います。

市川委員

ありがとうございます。

西山副会長

2030 年度に 34%低減とありますが、温室効果ガス削減の数値目標は暫定的なものが書かれていると捉えていいのでしょうか。

事務局

現時点では暫定の数値目標となります。

西山副会長

国が 2030 年度で 26%の削減目標の案を提示しており、今回はそれよりも高い数値目標となっていますが、その根拠は何かと思っていると、2050 年のところへ線を引っ張るとちょうど 34%となることが分かり、それは少し安易ではないかと感じました。技術革新は日進月歩で進んでいるため、最初は緩やかでも途中で急激に進むこともあります。あまりにも高いハードルを掲げすぎているのではないかと思います。

事務局

環境創造政策課の山崎です。御意見ありがとうございます。34%削減目標の考え方ですが、今回、国のほうで 2050 年に温室効果ガス排出量ゼロを目指すという目標提示があり、その前段として、さいたま市としては、2020 年 7 月にゼロカーボン表明をしています。2050 年度までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すという表明となります。その取組として整理をしてきているところであり、この資料右下の図を見ると一直線となっていますが、これは、あくまで図示化のイメージであり、最低限はここを目指さないといけないのだろうというところをイメージしたものです。

34%削減の根拠としては、資料 2-2 の 36 ページ、37 ページを御覧ください。37 ページに同じ図が載せていますが、分かりづらいところがあります。1、2、3、4 というかたちで、推定方法をそれぞれで行っています。1 番目の 9.4 万トンという数字がありますが、これは現状趨勢で推計した数字となっており、右のほうで示しているものを根拠に推計しています。通常は人口減が加味されていることになっているため、この辺りから削減を見込むことが可能となっていくものではありませんが、さいたま市の場合、今後 10 年は人口増の傾向をたどる関係もあり、現状で見た場合はこれよりも増となる見込みです。従って、本市としてはそこを補ってさらに削減を目指さなくてはなりません。2 番目のところでは、215 万トンという数値を書いています。これは、国で掲げている温暖化対策計画に基づく取組を着実に

こなしていった場合に、これだけの削減量が見込めるという内容となります。さらに3番目の25万トンというものは、市の積み増し努力となり、さいたま市が国に先駆けて率先的に取り組んでいる事業などを含めると、この程度の見込みが立てられるのではないかと考えています。最後に4番目として、4.6万トンというのは、市民アンケートの結果などから、今後、普及啓発の取組を強化することにより、市民の行動変容を促していくことによって実現する積み増しの推定から算出しています。この34%削減という数値に関しては非常に高い目標だと認識をしていますが、他都市の状況などを踏まえると、40%前後を削減目標に掲げてくる傾向がある中では、決して高すぎるものではないと考えています。積み増しをしている取組や重点事業などを着実にこなせば、実現可能な範囲ではないかと考えています。

作山会長

他にはいかがでしょうか。

梅澤委員

区域施策編の39ページ、40ページの表の11に、2030年、再生可能エネルギー等の導入目標と書いてありますが、導入に関する重みづけや、どれを優先するのかといった考え方などはあるのでしょうか。全て一緒の重みで取り組むという話であれば分かりますが、予算や人の関係もあるので、優先して取り組むことを考えるといった話もあるかと思います。全てが同じようにできれば素晴らしいことだとは思いますが、何かその辺りのお考えがあれば伺えますか。

事務局

御指摘のとおりかと思っています。今の部分については、39ページの表10を見ていただくのがよろしいかと思います。ここでは、『再生可能エネルギー等』と記載しており、再生可能エネルギーそのものにプラスして、廃棄物焼却施設でゴミ焼却に伴って出てきた熱による発電も行っており、純粋には再生可能エネルギーとは呼べない部分もありますが、そのようなエネルギーの活用を推進していこうと思っています。濃淡について言うと、①の太陽エネルギーが今後も増加すると想定しています。これまで、さいたま市では市民向けに太陽光パネルの設置などで支援をかなり強化して行ってきた経緯もあるため、今後もここは継続していくべき事業だと考えており、ここが本線だろうと考えています。もう1つは、廃棄物エネルギーです。今後、サーマルエネルギーセンターを整備予定であり、エネルギー効率もかなり高い設備となる予定です。こちらでつくられた電気などを市内の公共施設等で利用していくことを検討しています。その辺りが主軸になってくる分野だと考えています。また、水力とバイオマスについては、正直に申し上げて現時点で正確に見込むことが難しい部分もあるため、そのような推計をしています。

梅澤委員

ありがとうございます。

作山会長

他にいかがでしょうか。

増田委員

これまで欠席が多く、大変申し訳ございませんでした。資料 2-2 の 3 ページに気候危機について触れられており、コメントをいただきたいところが 3 点あります。気候非常事態宣言について、さいたま市議会も決議をされていたと思うので、もしふさわしい内容であれば触れてもらってもいいだろうと考えています。また、資料 2-2 の 2 ページのところで、資料 2-6 にもありましたが、気候変動適応法の施行に伴って、気候変動適応計画を検討されていると思います。それは、別途作業が進んでいるのでしょうか。連携や包含をするといった御説明がされていますが、実行計画と適応計画との関係のようなものをあらためて教えてください。最後に、資料 2-6 の裏面で、全体像の整理や SDGs との関連も星取り表で整理してもらっています。施策の日本語表記についてですが、『促進』という表現と『推進』という表現がありました。一般的に、自らが行うことが『推進』であり、『促進』は、他の主体の頑張りを促すという使い分けをされていると思います。例えば 2-1 では、『市民による促進』、『事業者による促進』、『市役所における推進』と、主語が明快に書かれているところもありますが、一方で、3-3 の『イノベーションによる先進的なまちづくりの推進』などになると、市民、事業者、行政でそれぞれ役割分担や関係するところが複数にもまたがるような感じもします。この施策は誰が頑張るかという位置付けなのでしょうか。実施主体はいろいろな主体が混ざっていると捉えていいのでしょうか。

事務局

御指摘ありがとうございます。1 点目の気候危機宣言のお話ですが、御指摘のとおりであり、既に 3 月に議会で議決を受けており、現在は宣言の手続きに向けて協議をしています。計画の改定に伴い、そのような宣言の内容も合わせながら進めているところですが、いつ実施するかという点については調整中の部分もあったため、今回の概略にはお示しできない状況です。今後、本計画のパブリックコメントなどを実施する予定があるため、その際には、気候危機宣言に関する文案も併せて、お示ししていきたいと考えています。

2 点目として、気候変動の適応の考え方ですが、資料 2-6 で、実行計画の中に適応計画が含まれているような図が使用されています。資料 2-2 の区域施策編を御覧ください。63 ページが該当部分となっています。気候変動適応法が施行され、自治体において適応計画を策定するという内容のものですが、そのルールについてはそれほど明確なものではなく、実行計画の体系と合わせて、その中で内包するというかたちが多いパターンとなっているため、さ

いたま市においてもそのような方式を採っています。その内容を63ページから始まるもので紹介しています。別冊という計画で立てるといふよりは、施策の柱の一つとして、そのかたちを踏まえて整理することを検討しています。今後の取組については、現在、国のほうでも気候変動適応広域協議会を設置し、都道府県および市町村においても地域気候変動適応センターを設置し、気候変動適応への体制の確保を努めるように定められているため、そのような内容をこちらのほうに記載しています。

最後に、施策の表記について、市民、事業者、市役所など、主語が分かりづらくなっているところがありますが、実行計画の温暖化対策については、1と2が本丸となるため、計画の中身に、市役所が何をすべきか、市民が何をすべきか、事業者にどのようなことをしてもらうべきかといったことが強めに、具体的に書いているところがあり、この施策の整理もそのような内容になっています。3番の環境未来都市の実現以下の取組については、基本的には、市民、事業者、行政が3者連携して取り組んでいくべきと考えているため、特に主語が明確に書かれていない内容ですが、本編のほうでは、そのような内容を記載しています。

増田委員

御丁寧な説明をいただきありがとうございました。例えば67ページの熱中症予防のところ、小中高校という表現があったと思いますが、例えば保育園は入るのかどうかといった点など、本当に細かいところですが、これはある程度文言としては確定しているのでしょうか。

事務局

御指摘はもともとだと思います。本日、意見をいただく場として諮っているもので、今いただいた意見を基に関係部局と再度調整した上で、文言修正をさせていただきたいと思いません。

増田委員

ありがとうございます。

作山会長

他にいかがでしょうか。前田委員、お願いします。

前田委員

資料ごとにそれぞれ質問や意見があるので、分けながらお話しします。まず、資料2-1について、16ページとなります。現状の自然環境の動植物について、確か、事前に送られてきたものだと多少は種名も書かれていた気がしますが、それが全てなくなり、種数だけになっています。これでは、しっかりと見ようがないと思うので、例示をされたほうがいいのかと

思います。

次に、資料 2-4 の意見紹介の 43 番目についてです。環境基本計画の中に環境教育等行動計画を位置付けるということになっていますが、内包するということは言葉では簡単ですが、それほど易しいことではないと思います。別冊にすればそれだけ詳しく書けますが、内包するということはボリュームが限られるため、本当に要点だけをしっかりと位置付けないと、それをもって環境教育等行動計画だと対外的に言えるものにはできないのではないかと考えています。これも、国のほうから決議のようなものがあるのか私も正確には知りませんが、他の自治体で作られている計画を見ると、別冊で環境教育等行動計画を立てており、その自治体では具体的に何を行うかという点が明確に書いてあると感じました。さいたま市として、この環境基本計画の中の環境教育の部分で具体的にこれを行うといったところを少しでも出していかなければ、一体どれが行動計画なのか分からなくなってしまうのではないかという印象を受けました。

#### 事務局

種別、種名を導入に関する御指摘については、こちらも御意見をいただき、持ち帰って検討したいと思います。環境基本計画の具体的な内容を施策内容に盛り込むべきという御指摘はまさにおっしゃるとおりです。新型コロナウイルスばかりを理由にしては申し訳ありませんが、われわれもこの制限のある環境下でどのような環境学習をどのようなかたちで取り組めるのか検討中であるのが正直なところです。前までできていた学習形式を盛り込んでしまえば簡単なのですが、本計画は 10 年使うものであるため、今後の社会や情勢の変化を見て、ぎりぎりまで考えさせていただきたいと思っている部分です。その中で、今いただいた御意見も具体的な取組に少し盛り込ませてもらえればと思います。現時点ではそこまでしかお話ができませんが、十分に検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

#### 前田委員

ありがとうございます。次に、資料 2-2 の温暖化対策実行計画について、意見の 17 番目のところで、調節池の関係の記載を入れてはどうかという内容があり、これに対して、国と地域の連携を追記するという回答になっていました。まさにこの文言だけになってしまうのか、それとも、連携で具体的に行うことを書かれるのか、そこが分かりませんでした。国のほうでも、河川だけでは治水は難しいと考え、流域治水という言葉も表に出して進めており、温暖化対策を考える上でも、遊水地や調節池は今まで以上に重要な位置付けになっていると思います。その意味で、ここでは意見を出しました。

#### 事務局

ありがとうございます。御意見の部分について、現状の対応としては、国と地域の連携と

いう文言を追加するかたちで対応することを考えています。ここには、今回いただいた意見以外にも、今後 10 年間の中ではそのような事業も出てくるかもしれないと思っており、そのような趣旨で対応していくことを考えています。こちらについては、資料 2-3 の計画にも出てくる部分であるため、そこは整合を図ったかたちで対応を考えています。

前田委員

この文言自体は入らないということでしょうか。

事務局

現状はそのような見方をしています。

前田委員

それならば、意見として提言したいと思います。この内容では、文言が不足していると思うので、加筆・修正をお願いします。

事務局

御意見ありがとうございます。

前田委員

次に、『水と生きものプラン』についてです。資料 2-3 の 34 ページで、流域水循環計画のところに推進体系の図を追加されています。19 番目の意見にも書いていますが、国の手引きで、基本的には流域水循環協議会を設置し、そこが流域の水循環計画を立てるとされています。ここにある推進庁内検討委員会というものは、あくまでさいたま市の市役所の課だけとなっており、少し心配なのは、国の手引きと比べてみたときに満たされるのかどうかという点です。推進庁内検討委員会を流域水循環協議会としていえるのかどうかというところが気になります。

次に、資料 2-3 の 2 ページとなります。事前に送られた図だとかなり古いものが入っており、それを差し替えられたと認識しています。この図は、環境基本計画の現状の図としてはいいと思うのですが、生物多様性地域戦略に該当するこの計画としてそのまま入ってくるというのは少し足りないのではないかと思います。どこがより重要なところなのかという点が、少なくともこの『水と生きものプラン』の中では分かるようなかたちで、図や情報が整理されている必要があるのではないかと感じます。

続けて、意見の 22 番目です。今、さいたま市の水環境プランや緑の基本計画がそれぞれありますが、個別の計画となっているため、その中では施策や目標などでそれなりにいろいろなものが挙げられています。そのようなものは当然ながらこの中にも関係してくるでしょう。そこから考えると、これは随分中身が薄くなってしまっていると感じます。内包す

ることがイコール、中身がなくなってしまうということにはならないのではないかと思います。従って、ボリュームが稼げなくても、可能な限り関連計画を引っ張ってこられるような位置付けにしたほうがいいでしょう。少なくとも、今は現行計画で位置付けてあるため、それはできるのではないのでしょうか。

意見の 24、25、26 の辺りは今の話と共通しますが、意見で、記述をシンプルにしたほうが市民は分かりやすいとありますが、それも違うのではないかと思います。シンプルにしても何をするかというところがしっかりと詰まった内容として書かれていなければならないと感じます。ボリュームが少なくなったからといって、分かりやすくなるというわけではありません。そこはボリュームという意味ではなく内容を充実すべきだと思います。

## 事務局

環境対策課からお答えします。さいたま市の庁内検討委員会については、確かに御指摘のとおり、国の水循環基本計画に書いてある流域水循環協議会に相当するものではありません。国の基本計画の中では、それぞれの河川、流域ごとに、流域水循環計画を専門家などが参加する協議会の中で策定していくと規定されています。河川にも本川、枝川があり、埼玉地域だと荒川があり、そのうちの枝川としてさいたま市内の鴨川などが流れています。順番としては、まず本川である荒川の流域水循環計画が作られるべきところであり、流域に含まれる埼玉県や東京都などの自治体が入り、協議会を立ち上げて作っていくことになろうかと思います。現時点では立ち上げられておらず、計画も策定されていない状況です。国も、現在、既に作られている水に関する計画を後追いで流域水循環計画に相当するものにするということで位置付けがされており、さいたま市の水環境プランもそのようなかたちで現状としては位置付けがされています。このような状況であるため、さいたま市としては、私もが単独で、例えば鴨川や綾瀬川に関する流域計画を個別に作っても、その上位の本川の荒川や中川の計画が存在しない状況であるため、さいたま市としてできるところということで、現行の水環境プランを引き継ぐかたちで計画をし、庁内で検討していこうと考えています。将来的に埼玉県などで大きな計画が作られれば、それに沿ったかたちで、5年後、10年後にあらためて流域の計画の見直しをしていければと考えています。

資料 2-3 の 2 ページ、緑の構造図は、環境基本計画の 17 ページに掲載しているものと同じ図となります。このデータは、環境局ではなく都市局で持っており、そこからデータをもらって作成をしています。現在、環境基本計画よりも緑の関係の計画の見直しが少し遅れており、このようなデータに関して最新の情報が入手できず、データの作成が進んでいない状況にあります。今後、令和 3 年 3 月の策定までに最新の情報が入手できれば、そちらを掲載したいと考えています。もし、間に合わない場合は、次回の計画見直しの際に最新のものに差し替えるという対応になるかもしれません。今後、あらためて所管課から最新のデータが入手できるかどうか調整したいと思います。

次に、計画全体の中身、目標値、具体的な施策の部分について、現行の水環境プランなど

と比較すると、具体的な施策が少ないという御指摘はごもっともなのだろうと思います。私どもも、今回、『水と生きものプラン』を作るにあたって、今の水環境プランに負けないぐらいの具体的な施策も盛り込んでいきたいという思いはあるのですが、施策を所管する部署が多岐にわたり、また、一部、他の計画の見直しが遅れている点もある関係で、他の部署とどこまで掲載ができるかという点で調整が難航しているのも事実です。本計画は今後 10 年間の計画であるため、10 年後を見越して、目指すべきところ、できるかできないかというところ、どこまで載せることができるかといったところを関係課で折衝してきています。その中で、ここまでならば載せられるというところを掲載している状況です。こちらとしても、載せたい目標値や具体的な施策の内容はあるのですが、実現可能性などが未知数であるとなかなか載せられないといった事情もあります。このような背景もあり、見劣りしてしまう部分があると思います。今後、他の関係する計画などが出来上がったところで、見直しの中で追加などをしていければと考えています。

前田委員

苦しい感じなのですね。

事務局

環境局内で行っている施策であれば、自分たちの中で、可能な限り前向きな姿勢で書くことができるのですが、どうしても他部局の所管部分は調整がついた範囲内で掲載していません。

前田委員

この計画が一度出来上がってから、次の見直しはいつされるのでしょうか。

事務局

今は 5 年後の令和 7 年度で中間見直しを計画しています。

前田委員

普通は、中間見直しだと、その段階でもともと入れられなかったものが急に増えてくるということはあまりないケースです。今が関係部局間の調整の頑張りどころだと思います。

事務局

そうですね。私どもの水環境プランにはいろいろな施策が載っているので、それを引き続き取り組めないのかということで交渉をしているのですが、思いどおりにいかない部分があるのが正直なところです。

前田委員

当然ながら調整であるため、できないこともあると思います。ただ、現行の計画としてあれだけしっかりとしたものがあるため、年度内で可能な限り交渉を続けてもらうことを望みます。

事務局

引き続き交渉を進めていきます。

前田委員

現行の水環境プランは更新していくわけではなく、置き換えていくわけですね。

事務局

そのようになります。

前田委員

そうすると、せっかく充実していたものがただなくなってしまうことになるため、そこは頑張りどころだと思います。

事務局

おっしゃるとおりです。

作山会長

悩ましいところだと思います。全国的に、PDCA でしっかりとチェックすることで、逆に行き過ぎることすら書けなくなってきました。今回の CO2 削減の目標は従来型の目標で、かなり高い目標値を設定していますが、このようなものもいいと思います。専門家の方は相当難しいと考えられるかもしれませんが、その目標に向かって頑張ることには価値があります。かつては施策について具体的な話などを積極的に出していたのですが、チェックされると、ほとんど動いていないということで、そのようなものは全て削られる方向になっています。これでは夢がなくなり、冒険もできなくなります。これは全国的な傾向となっており、私としてはまずい状況だと感じています。PDCA だけではなく、最近であれば OODA の考え方のように、新しい時代でコロナ禍の影響で変化する情勢の中でこれが大事だろうといったところを入れようといった発想も必要だと思います。

計画については、これからそのような見直しが少しずつはできるでしょう。先ほども新しい発想のものが出てきていました。そこは諦めずにわれわれが言い続ける必要があるでしょう。ただ、庁内調整だとその辺りを指摘されるため、具体的な数値目標を出せと言われると、これもまた難しいわけです。そこは、一応は作るけれども、作りながらもどこで頑張る

かといった、そのバランスが難しいかと思えます。

最初の緑の構造図についても、本来は現況の構造だけではなく、さいたま市は大宮台地とそれを囲む荒川や見沼があり、この構造が非常に大事なわけですから。その構造に守られていると表現できるでしょうか。その中に緑もあります。このようなところは死守すべきといったことをなかなか言えない状況です。構造について考えるならば、そのメリハリの部分をもう少し言うべきだろうというお話だと思えますが、それが思うように言い切れていないため、現況がこうであり、可能な限りそれを守ろうというところにとどまっている状況になっているのは、少しもったいないのも事実です。

前田委員

環境計画だけの見直しであれば、このようにしたいという程度で書きぶりで施策としては成り立ってしまうと思えますが、そこから踏み込んだ地域戦略や行動計画、実行計画を内包すると言ってしまうことで、かえって首を絞めている気がします。なぜわざわざそれを内包するのだろうということで、内包してしまうならば当然ながら具体的に何をするのかと突っ込まれると思えます。そこが最初から気になっている点です。

作山会長

ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。

小口委員

自然災害による被害の防止という話題がいろいろなところでテーマとして出ています。その中で、ハザードマップ等の防災対策推進の点で、防災教育も含めることができます。例えば資料 2-7 の裏面で、SDGs の教育のところは 1 つしかポツが付いていないのですが、防災教育を加えるともう 1 つ増えます。防災教育と自然環境に関する記述が所々で確認できます。例えば『さいたま水と生きものプラン』で、資料 2-3 の 14 ページと 32 ページにも記述があります。また、今だと災害時の避難先や経路など議論するにしても、新型コロナウイルスのことも考えなければいけません。また、避難所そのものが、普通に避難すると足りなくなると思えます。ハザードマップの整理についても、内水について整理することや、土砂災害の整理などとあります。なお、所々で表現が統一されていない点も見受けられたため、再度、確認してもらえればと思います。

森田委員

1 つ、御報告をしたいと思えます。資料 1-1 の 93 ページですが、この中の、生産地盤整備の促進というところで、現在、私たちの地域で土地改良を進めているところです。平成 25 年からこの議論が始まり、事業が終わるまでには 10 年かかるだろうと思っていたのですが、来年、令和 3 年によく設立し、測量が始まり、そこから 10 年ほどかけて事業を行

うような状況になっています。それに併せて、遊水地の問題や、綾瀬川の拡幅などを行い、今後の事業も進めていきたいと思えます。

作山会長

御報告いただき、ありがとうございます。お時間となりましたので、議事(2)についての質疑は終了します。先ほどの議事(1)も含めて、他に御意見等がある場合は、後日に事務局へ提出してください。本日の御意見などを踏まえた修正案については、委員の皆さまにも再度御確認いただきますが、その後の最終的な確認は、私と副会長と事務局にお任せいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

一同

異議なし。

作山会長

ありがとうございます。事務局は引き続き策定に向けて作業をお願いします。本日の議事は以上となります。活発な御質疑をいただき、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

事務局

ありがとうございました。本日は、コロナ禍の中で開催についても悩んだところですが、皆さまのお声をお伺いしたいと思え、時間短縮というかたちで開催させていただきました。追加の御意見については、11月13日金曜日までにファックスかEメールで御提出いただくようお願いいたします。提出は任意の様式でも構いません。

今後のスケジュールですが、本日の御意見等を踏まえ、計画の修正案を12月上旬にお送りしますので、再度御確認をお願いいたします。その後、作成した計画案については、令和3年2月議会で報告を行い、その後、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの意見を反映した計画最終案について、令和3年3月に開催を予定している次回の審議会において、市への答申を行い、3月中に完成した計画を公表する予定です。委員の皆さまにおかれましては、引き続き御協力のほどよろしくをお願いいたします。それでは、以上をもちまして、第1回さいたま市環境審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

一同

ありがとうございました。

(了)